

電波法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 三十七の三 (略)</p> <p><u>三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するもの</u></p> <p>(2) <u>海岸局の無線設備であつて、航行する船舶の指標となる航路標識（航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項の航路標識をいう。以下同じ。）の種別、名称、位置、その他の情報を船舶局に対して自動的に送信する機能を有するもの</u></p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 三十七の三 (略)</p> <p><u>三十七の四 「船舶自動識別装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、船舶の船名その他の船舶を識別する情報、位置、針路、速度その他の自動的に更新される情報であつて航行の安全に関する情報及び目的地、目的地への到着予定時刻その他の手動で更新される情報であつて運航に関する情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。</u></p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。</p>

一〜三の三 (略)

四 海岸局 船舶又は遭難自動通報局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局 (航路標識に開設するものを含む。)をいう。

五〜二十九 (略)

2 (略)

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。

この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

一〜四

五 航行する船舶の指標となる航路標識の種類、名称、位置、その他の情報の送信を船舶自動識別装置によつて行う海岸局相互間の通信

六〜三十四 (略)

一〜三の三 (略)

四 海岸局 船舶又は遭難自動通報局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。

五〜二十九 (略)

2 (略)

(免許状の目的等にかかわらず運用することができる通信)

第三十七条 次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。

この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第四百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

一〜四

六〜三十三 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。